

証券コード 7358

2026年3月12日

(電子提供措置の開始日 2026年3月5日)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号
株 式 会 社 ポ ピ ン ズ
代表取締役社長グループCEO 轟 麻 衣 子

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト：

<https://www.poppins.co.jp/hldgs/ir/library/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト
にも掲載しております。以下の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」
に「ポピンズ」または「コード」に当社証券コード「7358」を入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資
料」欄よりご確認ください。

・東証ウェブサイト：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使するこ
とができますので、お手数ですが、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日（木曜日）午
後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号
国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただきお間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第10期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から次に掲げる事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

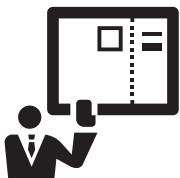
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③ 連結計算書類の「連結注記表」
- ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤ 計算書類の「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類並びに監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の当該書面のほか、上記に掲げる事項を含みます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

今後の状況により開催場所の変更その他本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてご案内いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○○

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

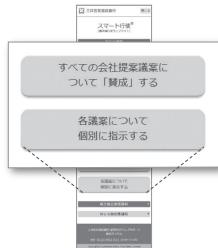
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

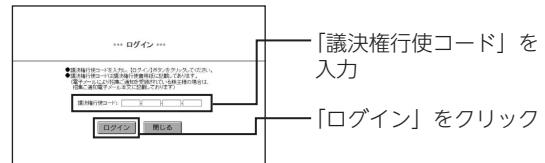
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

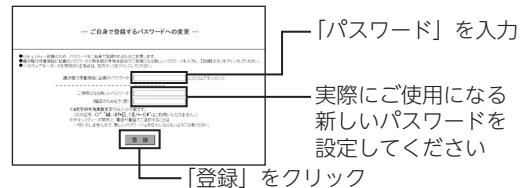
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、賃上げ定着による所得環境の改善が個人消費を底上げした一方、国際情勢の緊迫化や円相場の変動に伴う物価上昇が家計や企業の生活・経営を圧迫しました。世界でも、主要国の金融政策転換や、緊迫化する中東情勢、継続するロシア・ウクライナ情勢など地政学リスクにより、エネルギー価格等の先行き不透明な状況が続いております。

国内では、少子化が想定を上回る速度で進行しています。出生数は過去最低の更新が見込まれ、生産年齢人口の減少に伴う「人手不足」は全産業共通の深刻な課題となりました。こうした中、社会全体で限られた人的資源を最大限に活用するための「働き方改革」は、もはや努力義務ではなく、企業の存続に不可欠な経営戦略へと変貌しております。

政府が「2030年までが少子化反転のラストチャンス」と掲げる中、2025年4月より「改正育児・介護休業法」が段階的に施行されました。これにより、子どもが3歳になるまでのテレワーク導入の努力義務化など、柔軟な働き方が強く求められ、両立支援は新たなフェーズに突入しております。あわせて、児童手当の拡充など子育て世帯への直接支援も加速しています。

当社グループは、このような劇的な社会変容を、最高水準のエデュケアサービスを世に問う好機と捉えております。2025年4月の改正育児・介護休業法の施行を経て、企業における従業員の「仕事と家庭の両立支援」は、今や経営における最優先事項の一つとなりました。「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」という不変のミッションを軸に、当社はこうした社会の変化に即応してまいりました。

具体的には、ナニー・ベビーシッターサービスの徹底した質的向上を図るとともに、需要が急増したベビーシッター領域を中心に供給体制を大幅に拡充いたしました。あわせて、企業の人事部門が抱える課題に深く寄り添うべく、育児・介護コンサルティングの取り組みを強化し、組織全体の両立支援体制を強力に後押ししております。また、折しも「団塊の世代」の全員が70代後半を迎えたことで、当社が長年強みとしてきた自費介護サービスへのニーズも、いよいよ本格的な高まりを見せています。保育・学童施設運営を強固な基盤として、乳幼児へのエデュケアから高齢者へのシニアケアまで、多様化する働く女性のライフスタイルに寄り添う「フルラインの支援体制」をさらに強固なものとしてまいりました。

売上高につきましては、ベビーシッターサービスおよびシルバーケアサービスを成長の軸としたファミリーケア事業の拡大に加え、エデュケア事業において認可保育所3施設を含む6施設を開設したこと、ならびに令和6年度の人事院勧告に伴う公定価格改定により助成金収入が増加したことなどにより、順調に拡大しました。

営業利益につきましては、ファミリーケア事業におけるベビーシッターサービスの成長に伴う準変動費用の増加、令和7年度人事院勧告に伴う公定価格改定を踏まえた保育所等職員の処遇改善費用の計上、およびエデュケア事業における人財不足に起因した助成金獲得や園児集客の遅れと不足解消に向けた人財採用費の増加などの減益要因がありました。一方で、高利益率であるファミリーケア事業の売上構成比が上昇したこと、プロフェッショナル事業において大型研修案件を再獲得し順調に実施したこと、ならびに前連結会計年度に開園した直営施設の黒字化や開園準備費用の減少などのプラス影響がこれらを上回り、前期比で増益となりました。

また、一部保育所の設備について減損処理を行ったことにより、特別損失56百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は344億9百万円（前連結会計年度比8.6%増）、営業利益は18億40百万円（同16.9%増）、経常利益は18億12百万円（同13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億42百万円（同47.1%増）となりました。

事業区分別の経営成績は次のとおりであります。また、各事業区分（セグメント）の金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

事業区分別売上高

事業区分	第9期 (2024年12月期) (前連結会計年度)		第10期 (2025年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ファミリーケア事業	6,729百万円	21.1%	8,202百万円	23.7%	1,472百万円	21.9%
エデュケア事業	24,004	75.4	25,303	73.1	1,299	5.4
プロフェッショナル事業	628	2.0	717	2.1	88	14.1
その他	474	1.5	392	1.1	△81	△17.2
合計	31,836	100.0	34,616	100.0	2,779	8.7

事業区分別営業利益

事業区分	第9期 (2024年12月期) (前連結会計年度)		第10期 (2025年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ファミリーケア事業	1,360百万円	44.7%	1,744百万円	50.7%	384百万円	28.2%
エデュケア事業	1,567	51.5	1,495	43.4	△71	△4.6
プロフェッショナル事業	112	3.7	195	5.7	83	74.6
その他	2	0.1	6	0.2	4	197.2
合計	3,042	100.0	3,442	100.0	400	13.2

(ファミリーケア事業：ナニーサービス、ベビーシッターサービス、シルバーケアサービス)

ナニーサービスにつきましては、ナニープレミアムを中心とした底堅い需要が継続しており、売上高は前期比で堅調に増加しております。

ベビーシッターサービスにつきましては、東京都ベビーシッター利用支援事業を採用する自治体がさらに増加しており、その旺盛な需要を取り込むべく、①既存ベビーシッターの稼働促進、②採用広告への投資継続（応募数の増加）、③採用拠点の増設（面接数の増加および対面接による質の担保）、という3つの施策を推進しております。また、価格改定およびシッター報酬改定を2025年4月から適用しております。その結果、前期比1.3倍以上の売上高伸長が当連結会計年度においても継続しております。

シルバーケアサービス（高齢者在宅ケアサービス）につきましても、価格改定およびケアスタッフ報酬改定を2025年6月から適用しております。新規顧客の獲得、家事支援や高付加価値サービスのナースケアの貢献などにより、売上高が好調に推移しました。

以上の結果、売上高は82億2百万円（前期比21.9%増）、セグメント利益は17億44百万円（同28.2%増）となりました。

(エデュケア事業：保育施設、学童・児童館等の運営)

当連結会計年度には自治体委託の認可化1箇所を含む直営型施設3箇所（認可保育所3箇所）、委託型施設等3箇所（学童・児童館3箇所）、合計6箇所を開設する一方で、直営型施設1箇所（認証保育所の一時休園1箇所）、委託型施設等18箇所（事業所内保育所6箇所、学童・児童館9箇所、その他3箇所）、合計19箇所が閉園となりました。その結果、当連結会計年度末時点で運営する施設は、前期末比で13箇所減少し、認可保育所86箇所、認定こども園2箇所、認証保育所29箇所、事業所内保育所69箇所、学童・児童館94箇所、交流館4箇所、その他施設41箇所の計325箇所となっております。

開設施設の所在地別内訳

(認可保育所)	合計 3 箇所
東京都	1 箇所
大阪府	1 箇所
愛知県	1 箇所
(学童・児童館)	合計 3 箇所
東京都	2 箇所
愛知県	1 箇所

2025年4月時点において、東京都における低年齢児（0歳～2歳）の定員空き状況は1施設あたり平均3.1人（前期比0.1人減）となり、当社グループの認可保育所においても、1施設あたり平均2.1人（前期比0.2人増）と、保育所における待機児童の市場全体のトレンドと同様にほぼ横ばいで推移しました（注1）。5月以降も順調に入所者は増加し、7月時点で1.2人、12月時点では定員に対してほぼ満員となりました。

一方で、人財の一時的な不足により、人財配置に関わる補助金獲得や認証および事業所内保育所における園児増加が前年比較で遅れたことによる減収影響が生じました。他方で、前期に開園した施設の2年目増収効果や、学童・児童館における委託料収入増加による増収影響がありました。さらに、令和6年度人事院勧告に伴う公定価格改定による助成金収入増加の影響もありました。

また、セグメント利益については、前期開園施設の利益貢献、学童・児童館における委託料収入の増加、直営施設の開園準備費用および設備投資に伴う租税公課（控除対象外消費税等）の前期比での減少などのプラス影響があったものの、令和7年度人事院勧告に伴う公定価格改定を踏まえた保育所等職員の処遇改善費用を計上したこと、人財の一時的な不足による補助金獲得や園児増加の前年比較での遅れ、保育・学童施設における人財採用費の増加、事業管理や企画体制強化に伴う人件費および採用費の増加、閉園の影響などのマイナス要因が上回りました。

以上の結果、売上高は253億3百万円（前期比5.4%増）、セグメント利益は14億95百万円（同4.6%減）となりました。

（注1）自治体（東京都23区）公表値に基づいて当社が集計したものです。

（プロフェッショナル事業：国内・海外研修）

当事業については、国内の自治体が実施する保育士キャリアアップ研修や子育て支援員研修等の保育研修の受託事業が売上の大きな割合を占めております。自治体が実施するこれらの保育研修は、主に第1四半期の後半から第3四半期の前半にかけて受注後、第3四半期から翌第1四半期の前半にかけて研修を実施し、実際の研修実施の進捗に応じて売上を計上しております。したがって、当事業の売上高および利益の大部分は、下半期に計上されます。

当連結会計年度においては、前期において受注に至らなかった大型研修2案件の再獲得分を含め、順調に研修実施が進捗しました。

以上の結果、売上高は7億17百万円（前期比14.1%増）、セグメント利益は1億95百万円（同74.6%増）となりました。

（その他：人材派遣・紹介、新規事業等）

売上高につきましては、保育士派遣需要は安定して推移したものの、人材紹介事業の実績が前期比で弱含んだことにより、3億92百万円（前期比17.2%減）となりました。

一方で、新規事業立ち上げ費用等の影響が徐々に軽減していることから、セグメント利益は6百万円（前期比197.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3億58百万円（補助金等の圧縮記帳額3億92百万円控除後）で、その主なものは次のとおりであります。

事業区分	設備の内容	投資金額
ファミリーケア事業	採用・研修拠点の内装設備等	10百万円
ファミリーケア事業	ソフトウェア	8
エデュケア事業	認可保育所を中心とする新施設の内装設備等	220
エデュケア事業	認可保育所を中心とする既存施設の内装設備等	69
エデュケア事業	ソフトウェア	14
プロフェッショナル事業	ソフトウェア	5
全社（共通）	通信機器更新	15
全社（共通）	ソフトウェア	9

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 7 期 (2022年12月期)	第 8 期 (2023年12月期)	第 9 期 (2024年12月期)	第 10 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高(百万円)	26,258	28,893	31,690	34,409
経 常 利 益(百万円)	1,357	1,301	1,594	1,812
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	824	677	776	1,142
1株当たり当期純利益 (円)	85.05	69.85	79.79	117.12
総 資 産(百万円)	12,549	14,622	16,714	16,500
純 資 産(百万円)	7,823	8,116	8,506	9,261
1株当たり純資産 (円)	806.72	834.66	872.65	948.41

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 7 期 (2022年12月期)	第 8 期 (2023年12月期)	第 9 期 (2024年12月期)	第 10 期 (当事業年度) (2025年12月期)
営 業 収 益(百万円)	2,086	2,109	2,101	2,174
経 常 利 益(百万円)	728	594	658	557
当 期 純 利 益(百万円)	627	555	606	586
1 株当たり当期純利益 (円)	64.75	57.23	62.35	60.09
総 資 産(百万円)	7,604	8,977	10,782	9,725
純 資 産(百万円)	5,989	6,160	6,380	6,579
1 株当たり純資産 (円)	617.66	633.51	654.58	673.74

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ポピンズ ファミリーケア	90百万円	100.0%	ナニ－サービス、 高齢者在宅ケアサービス等
株式会社ポピンズ シッター	97	100.0	ベビーシッターサービス等
株式会社ポピンズ エデュケア	96	100.0	保育施設、学童・児童館等の運営
株式会社ポピンズ プロフェッショナル	90	100.0	教育研修、調査研究
株式会社ウィッシュ	45	100.0	人材派遣・紹介

(4) 対処すべき課題

保育・学童施設運営やベビーシッターサービス等の子育て支援事業や介護事業に対する国や社会の関心が高まる中で、当社グループは「中期経営計画2030」を策定いたしました。私たちがサービスを展開することで「女性が輝くと世界が輝き、未来を変える」——そのような信念のもとに、社会課題の解決と事業成長を両立させるべく、以下の重要課題に取り組んでまいります。

① 人財の確保

i) 子育て支援事業（ファミリーケア事業（チャイルドケアサービス）・エデュケア事業）

改正育児・介護休業法の施行により、企業による両立支援ニーズが「量的拡大」から、より高度な「質的向上」へとシフトしています。一方で、日本社会全体にわたる賃上げの流れおよび働き手不足の深刻化を踏まえ、子育て支援業界でも、人財獲得競争の激化が続いております。当社グループは、高品質なサービスを維持・拡大するために優秀な人財の確保を引き続き最優先事項としています。そのため、人的資本経営の観点から、「働きがい」、「成長」、「待遇」の循環による継続的サイクルを基盤とした、競争力のある待遇水準を目指してまいります。

具体的には、チャイルドケアサービス（ナニーサービス・ベビーシッターサービス）においては、子育て経験をキャリアとして評価し、女性とシニアの活用に積極的に取り組んでおり、当社グループが、民間で唯一、こども家庭庁ベビーシッター割引券および東京都ベビーシッター利用支援事業という2大助成金の適用を受けるための指定研修として認定を受けたベビーシッター自社研修を通して、新たなナニー、ベビーシッターを養成しております。

エデュケア事業においては、「選ばれる園」であり続けるため、新卒・中途採用の強化とともに、評価・報酬制度の抜本的な見直しを継続的に実施し、離職率の低減とエンゲージメントの向上に努めております。

ii) ファミリーケア事業（シルバーケアサービス）

団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を迎え、自費介護サービスへの需要は急速に拡大しています。当社グループのVIPケアサービスはオーダーメイドの在宅ケアサービスであるため、介護だけではなく家事支援、調理、茶道・華道等、幅広いサービスを提供していくため、そのサービスを提供するにふさわしい、素養のある人財の確保に力を入れております。

子育て支援業界と同様に、日本社会全体にわたる賃上げの流れおよび働き手不足の深刻化を踏まえた人財獲得競争の激化が続いておりますが、当社グループの提供サービスは介護保

険適用外のサービスが中心であり、介護保険適用の訪問介護事業で働く介護士の報酬に比べて自由度が高いこと、働き方も一軒のお家でじっくりお世話を行うため移動の時間が少ないこと、また、研修も充実していることなどの特色を踏まえて、人財獲得を強化しております。さらに、中長期的な成長戦略の実現を支えることができる評価・報酬制度や待遇等の抜本的な見直しにも取り組んでまいります。

② 人財の育成

人財サービス業である当社グループは、人財こそが宝であり、お客様に最高水準のサービスを約束するオンリーワン企業となることを目指して、人財育成が重要な経営課題であると捉えております。そのため、以下のような様々な人財育成システムを通じて教育の機会を提供しております。

従業員には、社内講師や専門家による階層別研修、専門研修、任意研修、eラーニング研修のほか、ポピンズ蓼科研修センターでの合宿研修や、海外研修を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人財への継続的な教育投資を実施しております。また、ナニーおよびベビーシッターやケアスタッフ向けには、採用時および更新時の研修を定期的に実施しております。

さらに、すべての子どもが心身ともに健康に成長する権利を最優先とし、時代と共に変化する保育観に対応し、かつての慣行が現代の「不適切保育」とならないよう、教育研修を通じた予防を徹底しています。また、ケアスタッフ向けに高齢者の健康に配慮しつつも満足していただけの食事のレシピについての講習会を開催するなど、サービスレベルの強化と、安全・安心の担保を、両面から支える人財の養成に引き続き注力してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の効率化および透明性の向上、ならびに企業価値の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

そのため、東京証券取引所が公表しているコーポレートガバナンス・コードへの対応を含め、社外取締役を中心とした任意の指名・報酬諮問委員会の設置や、関連当事者取引に対する社内取締役の意識強化を含めた内部統制システムの十分性およびリスク管理体制の評価など、社外取締役による監督・牽制機能の強化、「ポピンズグループ人権方針」に基づく人権尊重の企業体質確立などの取り組みを推進しております。

その一環として、人権尊重に対する当社取締役の意識強化およびハラスメント研修の強化に引き続き取り組み、加えて、当社グループの業務に従事するすべての者（役員、正社員、契約

社員、アルバイト、ナニー・ケアスタッフ・ベビーシッター等の業務受託者、派遣社員等を含む) にとって利用しやすい内部通報制度として、「ポピンズほっとライン」の周知徹底を継続し、クリーンな組織風土の醸成に努めてまいります。

④ コンプライアンスおよび安全管理の徹底

各種関連法令の遵守はもとより、保育・介護現場における事故防止などの安全管理（リスクマネジメント）を経営の根幹と位置付けています。個人情報の取扱いや内部監査の徹底に加え、「コンプライアンス意識調査」の定期実施や、日常的に現場の声を吸い上げる仕組みの強化により、自浄作用の働く健全な組織風土を維持するための不断の努力を続けてまいります。

⑤ 財務基盤の強化と戦略的投資

「中期経営計画2030」の実現に向け、既存事業の安定成長に加え、DX投資や新規事業、シナジーの見込めるM&Aに対する戦略的な資金配分を行います。当社グループでは、複数の金融機関との良好な関係を維持し、資本効率を意識した経営を推進してまいります。

⑥ グローバル対応力の強化と知見の国内還元

現在、ハワイで託児施設を運営しておりますが、アジアに進出する日本企業のニーズへの対応を含め、海外の事業者との戦略的提携によるグローバル展開や、海外での保育施設運営を引き続き目指してまいります。

また、海外において先行している「ケアギバーのマルチタレント化（一人のスタッフが保育・介護・教育等の多角的なスキルを持つこと）」に関する先進的な知見・ノウハウを積極的に吸収し、国内サービスのさらなる質的向上へと還元してまいります。

⑦ 多様な人財の活用とD&Iの推進

人財不足の解消のためにも、女性、アクティブシニア、外国人材がそれぞれの強みを活かせる就業環境を整備しています。ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）を推進し、多様な視点をサービス開発に活かすことで、複雑化する顧客ニーズに応えてまいります。

⑧ 新規事業およびM&A等への取り組み

当社グループでは、2022年9月に、ペットケアサービスをスタートしております。当社グループが展開するファミリーケア領域（ナニー・ベビーシッター、家事代行、介護）において、安心のポピンズブランドで「家族の一員」であるペットの健康と幸せをサポートするペッ

トシッターを派遣し、ペットもご家族の一員としたワンストップのサービス提供を目指します。ペットケアサービスの立ち上げにより、さらに切れ目のないサポートで働く女性やご家族を支援してまいります。

また、「中期経営計画2030」の実現に向け、既存の「ファミリーケア」「エデュケア」「プロフェッショナル」の各事業との高いシナジーが見込まれる領域への拡大に積極的に取り組んでまいります。具体的には、自社による新規事業の開発のみならず、M&Aや戦略的提携（アライアンス）を機動的に活用することで、働く女性とご家族の多様なライフスタイルを支えるプラットフォームとしての機能をさらに強化し、持続的な成長を目指してまいります。

⑨ サステナビリティ経営の深化（SDGsへの貢献）

2020年12月21日に東京証券取引所市場第一部に上場した際に、調達資金の用途に関し、当社グループのこれまでの取組みによるSDGsへの貢献についてセカンドパーティ・オピニオンによる第三者評価を取得いたしました。当社グループがおかれている経営環境や当社グループの経営戦略を踏まえ、社会課題対応に向けた取組み状況の開示や、当社グループの経営目標への組入れ等により、引き続きSDGsを当社グループの経営の中核に位置付けてまいります。

また、「中期経営計画2030」において、「6つのマテリアリティ（重要課題）」を特定いたしました。「サービスの安全・安心の向上」「人権の尊重」「多様なプロフェッショナル人財の継続確保」「家庭生活支援の市場創造」「健全な企業統治」「環境教育の推進」を軸に、事業活動そのものが社会課題の解決に直結する当社固有のビジネスモデルの仕組みを、引き続き強化します。加えて、非財務情報の開示（人的資本・知的資本の集積・活用等）を拡充することで、ステークホルダーからの信頼に応えてまいります。

⑩ DX戦略およびコーポレート機能強化の推進

当社グループでは、お客様（顧客）と働くスタッフ（人財）の情報を統合的に管理するCRM基盤の構築を再加速させております。この取組みにより、グループ内のあらゆる顧客接点および人財接点の最大化を図り、より深く、より広く繋げることを可能とします。

さらに、マーケティングをはじめとするコーポレート機能の強化を通じて、お客様一人ひとりの多様なニーズ、スタッフ一人ひとりのスキルや経験を、グループ横断的に把握できる体制を構築していきます。これにより、事業の枠を越えた最適なサービス提案や、多様なキャリアパスの提示が実現できます。

この新たなプラットフォームを、「働く女性を支援したい」という想いと、「支援を必要とする方々」の声とを繋ぐ架け橋とし、人と人、人と未来をつなぎながら、希望あふれる社会の実現に向けて、挑戦を続けてまいります。引き続き、「人のぬくもり」とAI活用を含めた「最先端テクノロジー」の融合を目指し、DX戦略を加速させます。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
ファミリーケア事業	ナニーサービス、ベビーシッターサービス、高齢者在宅ケアサービス、家事支援サービスの提供
エデュケア事業	保育施設、学童・児童館等の運営
プロフェッショナル事業	教育研修、調査研究
その他	人材派遣・紹介事業

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

株式会社ポピンズファミリーケア	本社 (東京都渋谷区)、大阪支社 (大阪府大阪市)、名古屋支社 (愛知県名古屋市)
株式会社ポピンズシッター	本社 (東京都渋谷区)
株式会社ポピンズエデュケア	本社 (東京都渋谷区)、大阪支社 (大阪府大阪市)、名古屋支社 (愛知県名古屋市)
株式会社ポピンズプロフェッショナル	本社 (東京都渋谷区)、大阪支社 (大阪府大阪市)、名古屋支社 (愛知県名古屋市)
株式会社ウィッシュ	本社 (東京都渋谷区)

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファミリーケア事業	124 (72) 名	12名増 (1名減)
エデュケア事業	3,002 (2,266)	増減なし (33名増)
プロフェッショナル事業	22 (10)	4名増 (7名減)
その他	16 (119)	2名増 (42名減)
全社 (共通)	58 (19)	増減なし (3名減)
合計	3,222 (2,486)	18名増 (20名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人は、特定の事業区分に区分できない管理部門所属のものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56 (26) 名	4名増 (7名増)	45.7歳	4.3年

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、2016年10月の当社設立以前における当社グループの勤続期間は含めておりません。

3. 当社は持株会社であるため、事業区分別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,380百万円
株式会社三菱UFJ銀行	459
株式会社日本政策投資銀行	310

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 34,720,000株
- ② 発行済株式の総数 9,764,878株 (自己株式412,422株を除く)
- ③ 株主数 3,757名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ス ピ ネ カ	3,960,000株	40.6%
轟 麻 衣 子	1,320,000	13.5
光通信 K K 投資事業有限責任組合	490,400	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	404,500	4.1
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	336,700	3.4
清 板 大 亮	255,000	2.6
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 0 7 3 0 0 6 4 号	225,000	2.3
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 0 7 3 0 0 6 5 号	225,000	2.3
中 村 紀 子	220,000	2.3
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / UCITS - FULL TAX	125,400	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式を412,422株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行の所有株式の内訳は、(信託口) 314,100株、(信託口4) 17,800株、(信託A口) 4,800株であります。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年12月13日	
新 株 予 約 権 の 数		43,300個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	43,300株 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個あたり (1 株あたり)	120円 120円)
権 利 行 使 期 間		2023年7月1日から 2029年11月30日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1、2、3、4、5、6	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員であるもの および社外役員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	43,000個 43,000株 2名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	300個 300株 1名

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社および当社の関係会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社の取締役会が承認したときはこの限りではない。
2. 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的となる当社普通株式が証券取引所に上場している場合に限り権利を行使することができるものとする。

3. 本新株予約権の行使は、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号の個数を上限に行使することができる。ただし、計算の結果1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。
 - (i) 2023年7月1日から2024年6月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の30
 - (ii) 2024年7月1日から2025年6月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の50
 - (iii) 2025年7月1日から2026年6月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の70
 - (iv) 2026年7月1日から2029年11月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の全て
 4. 本新株予約権者が死亡した場合には、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
 5. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 6. その他の条件については、当社の取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	轟 麻 衣 子	グループCEO 株式会社ポピンズエデュケア 取締役 株式会社ポピンズファミリーケア 取締役 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ポピンズシッター 取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	田 中 博 文	当社管理本部長 CFO兼CCO 株式会社ポピンズエデュケア 取締役 株式会社ポピンズファミリーケア 取締役 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ポピンズシッター 取締役 株式会社ウィッシュ 取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	田 村 篤 司	当社事業戦略本部長 COO 株式会社ポピンズエデュケア 代表取締役社長 株式会社ポピンズファミリーケア 代表取締役社長 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ポピンズシッター 代表取締役社長 株式会社ウィッシュ 取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	栗 本 聡	当社業務管理本部長 CHRO
社 外 取 締 役	村 上 臣	ランサーズ株式会社 社外取締役 スマートニュース株式会社ヴァイス・プレジデント コンシューマープロダクト担当
社 外 取 締 役	小 峯 力	中央大学教授/大学院教授 日本救護救急学会副会長
社 外 取 締 役	平 山 景 子	株式会社オリエントコーポレーション 社外取締役 株式会社東京個別指導学院 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	吉 沢 淳	株式会社ポピンズエデュケア 監査役 株式会社ポピンズファミリーケア 監査役 株式会社ポピンズプロフェッショナル 監査役 株式会社ポピンズシッター 監査役 株式会社ウィッシュ 監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	蒲 地 正 英	税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 株式会社メドレー 社外監査役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員 学校法人グロービス経営大学院大学 専任教授
社 外 取 締 役 (監査等委員)	木 南 麻 浦	きなみ法律事務所 代表 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 ソースネクスト株式会社 社外監査役 株式会社かわでん 社外監査役

- (注) 1. 取締役村上臣氏、小峯力氏、平山景子氏、蒲地正英氏および木南麻浦氏は、社外取締役であります。なお、5氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために吉沢淳氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当
長 榮 周 作	2025年3月28日	任期満了	社外取締役
高 尾 剛 正	2025年3月28日	辞任	社外取締役（監査等委員）

4. 取締役栗本聡氏は、2026年1月31日をもって、辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員および会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主を含む第三者から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が損害賠償金・訴訟費用を負担することによって被る損害に対して填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等の悪質な行為の場合、役員等が納付しなければならない罰金や課徴金は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

i) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値の継続的な向上を目指し、業績および個々の取締役の成果を総合的に勘案し、取締役の報酬等の額を決定することを方針としております。

また、取締役の業績に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上を図るため、業績等に鑑みて適宜、非金銭報酬等として取締役に対するストック・オプションを付与する場合があります。その際には、取締役会決議および株主総会決議によって詳細を決定します。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議は、2020年3月30日開催の第4期定時株主総会であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。当該総会実施日においては7名。）については、全員の年間報酬総額は500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査等委員である取締役（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。当該総会実施日においては3名。）については、全員の年間報酬総額は年額30百万円以内となっております。

当社の監査等委員でない取締役の報酬等については、取締役会において決定しております。その決定に際しては、透明性および客観性を高めるため、独立社外取締役が過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬諮問委員会に対し、取締役の報酬決定の枠組みについて諮問し、その答申内容を尊重しております。個々の取締役の報酬等の額については、当該枠組みに基づき、取締役会から委任を受けた代表取締役社長轟麻衣子が、各取締役の役職・経営への貢献度に応じて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員会の協議により決定しております。

当社の取締役の報酬は、役位、職責等を踏まえて決定した基本報酬と、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、業績への寄与度、貢献度等を勘案して決定する業績連動報酬で構成いたします。代表取締役社長はその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、その他の取締役の報酬は、原則として基本報酬および業績連動報酬により構成し、基本報酬と業績連動報酬の支給割合の決定の方針は、概ね8：2としております。連結営業利益を業績連動の指標とした理由は、当社グループの持続的な成長を図るためには連結営業利益が最も適していると考えており、取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しているためであります。

- ii) 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役会において、取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

iii) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 (4)	165百万円 (20)	165百万円 (20)	－ (－)	－ (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	29 (13)	29 (13)	－ (－)	－ (－)
合計 （うち社外役員）	12 (7)	195 (33)	195 (33)	－ (－)	－ (－)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、2020年3月30日開催の定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名です。
 3. 取締役（監査等委員）の報酬等の総額は、2020年3月30日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
 4. 取締役会は、代表取締役社長轟麻衣子氏に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
 5. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名および監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外役員に関する重要な兼職の状況等は「(3) 会社役員の状況 ① 取締役の状況」のとおりであります。
- ・社外取締役である村上臣氏の兼職先と当社および当社子会社との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役である小峯力氏の兼職先と当社および当社子会社との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役である平山景子氏の兼職先と当社および当社子会社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査等委員である社外取締役蒲地正英氏の兼職先と当社および当社子会社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査等委員である社外取締役木南麻浦氏の兼職先と当社および当社子会社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	村 上 臣	当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、会社経営に関する豊富な知識・経験と、最先端の情報技術についての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から質問・意見等の発言を適宜行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。
取締役	小 峯 力	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、豊富な経験と大学院・大学教授としての救急救命学・健康学に関する幅広い見識に基づき、専門的な見地から質問・意見等の発言を適宜行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。
取締役	平 山 景子	2025年3月28日の就任以降に開催された取締役会13回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な知識・経験と、マーケティング、DXおよび人事に関する高い見識に基づき、経営全般の観点から質問・意見等の発言を適宜行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。
取締役 (監査等委員)	蒲 地 正 英	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査等委員会12回の全てに出席し、公認会計士、税理士としての幅広い経験と知見に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。
取締役 (監査等委員)	木 南 麻 浦	2025年3月28日の就任以降に開催された取締役会13回の全て、監査等委員会9回の全てに出席し、弁護士としての幅広い経験と知見に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 海南監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、報酬額が合理的に設定されていると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、内部留保金は、将来の企業価値を高めるための、既存事業拡大や新規事業・M&A、DXおよびグローバル戦略の展開等に備えて充実を図り、SDGsの考えに準拠して持続的な成長に向けた投資等に活用いたします。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針としております。また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定める旨を定款に定めております。期末配当については、「中期経営計画2030」における株主還元方針として、DOE（自己資本配当率）をKPIとして導入（DOE目標：当面は4.5%以上。2030年迄に6.0%を目指す）し、従来の「配当性向40%前後」との両立により、配当の予見可能性を高め、安定的かつ高い株主還元水準を実現することとしております。なお、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2026年2月25日開催の取締役会で1株当たり45円（前期比5円増配）と決定いたしました。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,106	流 動 負 債	5,125
現金及び預金	7,606	短期借入金	600
受取手形、売掛金及び契約資産	3,889	1年内返済予定の長期借入金	658
その他	611	未払金	2,099
貸倒引当金	△0	未払法人税等	495
固 定 資 産	4,394	前受金	492
有 形 固 定 資 産	1,759	賞与引当金	0
建物及び構築物	1,354	その他	779
土地	121	固 定 負 債	2,113
建設仮勘定	198	長期借入金	1,177
その他	85	役員退職慰労引当金	72
無 形 固 定 資 産	152	資産除去債務	800
その他	152	その他	62
投資その他の資産	2,481	負 債 合 計	7,239
長期貸付金	195	(純 資 産 の 部)	
敷金及び保証金	1,442	株 主 資 本	9,261
繰延税金資産	824	資本金	2,095
その他	171	資本剰余金	2,001
貸倒引当金	△151	利益剰余金	5,236
資 産 合 計	16,500	自己株式	△73
		純 資 産 合 計	9,261
		負 債 純 資 産 合 計	16,500

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,409
売上原価	26,921
売上総利益	7,488
販売費及び一般管理費	5,647
営業利益	1,840
営業外収益	
受取利息	3
受取手数料	4
助成金収入	4
その他	4
営業外費用	
支払利息	22
貸倒引当金繰入額	10
和解金	8
その他	3
経常利益	1,812
特別利益	
固定資産売却益	3
特別損失	
減損損失	56
税金等調整前当期純利益	1,760
法人税、住民税及び事業税	717
法人税等調整額	△99
当期純利益	1,142
親会社株主に帰属する当期純利益	1,142

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,362	流 動 負 債	1,963
現金及び預金	181	短期借入金	600
前払費用	44	関係会社短期借入金	550
関係会社短期貸付金	1,100	1年内返済予定の長期借入金	656
その他	36	未払金	99
固 定 資 産	8,362	未払法人税等	11
有 形 固 定 資 産	111	預り金	28
建物	84	その他	17
工具、器具及び備品	26	固 定 負 債	1,182
無 形 固 定 資 産	118	長期借入金	1,164
ソフトウェア	93	資産除去債務	17
その他	25	負 債 合 計	3,146
投資その他の資産	8,132	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	1,987	株 主 資 本	6,579
関係会社長期貸付金	6,130	資 本 金	2,095
その他	165	資 本 剰 余 金	3,048
貸倒引当金	△151	資本準備金	2,016
資 産 合 計	9,725	その他資本剰余金	1,032
		利 益 剰 余 金	1,507
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	1,495
		繰越利益剰余金	1,495
		自 己 株 式	△73
		純 資 産 合 計	6,579
		負 債 純 資 産 合 計	9,725

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,174
営 業 費 用	1,627
営 業 利 益	547
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	48
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	25
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10
そ の 他	2
経 常 利 益	557
税 引 前 当 期 純 利 益	557
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8
法 人 税 等 調 整 額	△37
当 期 純 利 益	586

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社ポピンズ
取締役会 御中

海南監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	米川	博
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平賀	康磨

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ポピンズの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポピンズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社ポピンズ
取締役会 御中

海南監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 米 川 博
業務執行社員
指定社員 公認会計士 平 賀 康 磨
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ポピンズの2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年（令和7年）1月1日から2025年（令和7年）12月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年（令和8年）2月25日

株式会社ポピンズ 監査等委員会

監査等委員 吉 沢 淳
(常勤)

監査等委員 蒲 地 正 英
(非常勤)

監査等委員 木 南 麻 浦
(非常勤)

(注) 監査等委員蒲地正英及び木南麻浦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、2026年1月に辞任した取締役栗本聡氏の後任を含めて、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、現任の候補者については、当事業年度における業務執行状況および業績ならびに知見等を評価したうえで、新任の候補者については、知見、経歴等を評価したうえで、それぞれ当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">とどろき まいこ 轟 麻衣子 (1976年2月16日)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div>	<p>1998年9月 MERRILL LYNCH INTERNATIONAL 入社 2002年3月 シャネル株式会社(現シャネル合同会社)入社 2003年8月 株式会社スピネカ代表取締役 2006年2月 GRAFF DIAMOND Ltd. 入社 2008年9月 DEBEERS DIAMOND JEWELLERS Ltd. 入社 2010年4月 株式会社ポピンズ(現株式会社ポピンズエデュケア)顧問 2012年3月 同社取締役 2012年9月 株式会社スピネカ取締役(現任) 2016年10月 当社取締役 2017年2月 スマートシッター株式会社(現株式会社ポピンズシッター)取締役(現任) 2018年3月 当社取締役副社長 2018年4月 株式会社ポピンズ(現株式会社ポピンズエデュケア)代表取締役社長 2018年12月 当社取締役社長 2020年4月 当社代表取締役社長 2020年6月 公益社団法人全国保育サービス協会理事(現任) 2021年7月 株式会社ポピンズ(現株式会社ポピンズエデュケア)取締役 株式会社ポピンズファミリーケア代表取締役社長 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役(現任) 2023年4月 公益社団法人経済同友会規制改革委員会・共同委員長(現任) 2023年8月 株式会社ポピンズエデュケア代表取締役社長 2024年4月 当社代表取締役社長グループCEO(現任) 株式会社ポピンズエデュケア取締役(現任) 株式会社ポピンズファミリーケア取締役(現任)</p>	1,320,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">たなか ひろふみ 田中 博文 (1966年12月15日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 auto; width: 50px; text-align: center;">再任</div>	<p>1991年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1995年 3月 公認会計士登録</p> <p>1996年 6月 ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券株式会社（現ドイツ証券株式会社）入社</p> <p>1997年10月 Ernst&Young, LLP NewYork入社</p> <p>2002年11月 田中公認会計士事務所代表（現任）</p> <p>2003年12月 株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）監査役</p> <p>2005年 9月 同社取締役</p> <p>2013年 3月 同社常務執行役員</p> <p>2017年 1月 当社執行役員</p> <p>2017年 2月 スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役</p> <p>2018年 3月 当社取締役執行役員 株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）取締役（現任）</p> <p>2018年10月 株式会社保育士GO取締役</p> <p>2018年12月 当社取締役常務執行役員</p> <p>2019年 2月 当社管理本部長</p> <p>2019年 3月 株式会社ウィッシュ取締役（現任）</p> <p>2021年 7月 株式会社ポピンズファミリーケア取締役（現任） 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役（現任）</p> <p>2022年 3月 株式会社ポピンズシッター取締役（現任）</p> <p>2022年 7月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>2024年 4月 当社財務経理本部長CFO</p> <p>2025年10月 当社管理本部長CFO兼CCO（現任）</p>	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">たむら あつし 田村 篤司 (1978年4月10日)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>2002年4月 シティバンク、エヌ・エイ入社 2004年2月 日興シティグループ証券株式会社入社 2009年10月 ブーズ・アンド・カンパニー株式会社（現PwCコンサルティング合同会社Strategy&）入社 2012年10月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 楽天リサーチ株式会社（現楽天インサイト株式会社）執行役員経営企画部長 2014年4月 楽天リサーチ株式会社取締役副社長 2016年4月 楽天インサイト株式会社代表取締役社長 楽天インサイト・グローバル株式会社代表取締役会長 2016年7月 楽天株式会社オープンEC・AD・アフィリエイトカンパニーカンパニーCCO 2019年4月 楽天株式会社メディア&スポーツカンパニーカンパニーCOO経営企画管理部長 2020年4月 楽天グループ株式会社執行役員 2023年3月 楽天グループ株式会社グループコンプライアンス統括部バイスディレクター 2023年8月 楽天モバイル株式会社取締役副社長COO兼CCO 楽天シンフォニー株式会社取締役副社長CCO 2024年4月 当社取締役執行役員（現任） 当社事業戦略本部長COO（現任） 株式会社ポピンズエデュケア代表取締役社長（現任） 株式会社ポピンズファミリーケア取締役</p>	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3		2024年4月 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役(現任) 株式会社ポピンズシッター取締役 株式会社ウィッシュ取締役(現任) 2025年3月 株式会社ポピンズシッター代表取締役社長(現任) 2025年10月 株式会社ポピンズファミリーケア代表取締役社長(現任)	
4	白井 恵里香 (1972年1月10日) 新任	1995年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社 2000年8月 モトローラ株式会社入社 2001年1月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)入社 2001年10月 Sony Ericsson Mobile Communications International AB Branch Office Singapore 出向 2003年8月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)帰任 2007年1月 デル株式会社入社 2008年4月 日産自動車株式会社入社 2010年4月 Nissan North America Inc. USA 出向 2012年4月 日産自動車株式会社帰任 2015年9月 経済産業省 商務情報政策局 出向 2017年9月 日産自動車株式会社帰任 ダイバーシティディベロップメントオフィス室長 2022年7月 株式会社日産フィナンシャルサービス出向 常務執行役員 2026年2月 日産自動車株式会社帰任	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">むらかみ しん 村上 臣 (1977年2月26日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1999年4月 株式会社野村総合研究所入社</p> <p>2000年8月 ヤファー株式会社（現LINEヤファー株式会社）入社</p> <p>2012年4月 ヤファー株式会社執行役員チーフモバイルオフィサー（CMO）</p> <p>2014年6月 ワイモバイル株式会社取締役</p> <p>2017年11月 リンクトイン・ジャパン株式会社日本代表</p> <p>2017年11月 Shin&Co.株式会社代表取締役（現任）</p> <p>2021年4月 武蔵野大学アントレプレナーシップ学部客員教授（現任）</p> <p>2022年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2022年4月 グーグル合同会社検索担当ゼネラルマネージャー</p> <p>2022年6月 ランサーズ株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2024年11月 スマートニュース株式会社ヴァイス・プレジデント コンシューマープロダクト担当（現任）</p>	-
6	<p style="text-align: center;">こみね つとむ 小峯 力 (1963年8月25日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1994年4月 東京大学医学部看護学校講師</p> <p>2001年4月 公益財団法人日本ライフセービング協会理事長</p> <p>2004年4月 流通経済大学助教授</p> <p>2010年4月 流通経済大学教授</p> <p>2013年4月 中央大学教授（現任）</p> <p>2014年4月 日本海洋人間学会副会長</p> <p>2015年4月 日本救護救急学会副会長（現任）</p> <p>2016年4月 中央大学大学院教授（現任）</p> <p>2023年3月 当社社外取締役（現任）</p>	-

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<p style="text-align: center;">ひらやま けいこ 平山 景子 (1973年4月16日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1996年4月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社NTTドコモ)入社</p> <p>2005年3月 アマゾンジャパン株式会社(現アマゾンジャパン合同会社)入社</p> <p>2007年5月 グーグル株式会社(現グーグル合同会社)入社</p> <p>2018年5月 Uber Technologies, Inc. 入社</p> <p>2021年3月 ウォルトディズニージャパン株式会社入社</p> <p>2023年1月 エスジェイ・モバイルラボジャパン株式会社(現株式会社Habitto)入社</p> <p>2024年1月 株式会社Blue Blossom設立 代表取締役(現任)</p> <p>2024年3月 株式会社オリエントコーポレーション顧問</p> <p>2024年5月 株式会社東京個別指導学院社外取締役</p> <p>2025年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2025年6月 株式会社オリエントコーポレーション社外取締役(現任)</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役村上臣氏、小峯力氏および平山景子氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 村上臣氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり情報関連企業のIT開発責任者として最先端の技術に携わり、豊富な知識・経験を有するとともに、会社経営に関しても経験を有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループのDX戦略強化に活かしつつ、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 小峯力氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、救急救命学・健康学を研究する大学院・大学教授として高い見識と経験および、ライフセービング競技世界選手権日本代表監督の他、学会や団体の理事、会長等の経験を有しているためであります。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏

の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

5. 平山景子氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社の経営に携わり、マーケティングやDXに関する豊富な知識・経験と、人事に関する高い見識を有しているためであります。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は村上臣氏、小峯力氏および平山景子氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、当社は当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時も同内容にて更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">ふ り が な 氏 名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">よ し ざ わ き よ し 吉 沢 淳 (1951年12月28日)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1974年4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社</p> <p>1998年7月 株式会社ソニー・ピクチャーズ・テレビジョン・ジャパン管理部長</p> <p>2003年7月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント映像事業部門管理部長</p> <p>2004年1月 株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）入社管理本部長</p> <p>2005年3月 同社取締役</p> <p>2008年3月 同社常務取締役</p> <p>2013年3月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2016年10月 当社取締役</p> <p>2017年1月 Poppins U.S.A., Incorporated Director, President</p> <p>2017年2月 スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役</p> <p>2019年1月 当社内部統制・監査部長</p> <p>2019年2月 当社法務コンプライアンス部長</p> <p>2024年3月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）</p> <p>2024年3月 株式会社ポピンズエデュケア監査役（現任）</p> <p>2024年3月 株式会社ポピンズファミリーケア監査役（現任）</p> <p>2025年3月 株式会社ポピンズシッター監査役（現任）</p> <p>株式会社ポピンズプロフェッショナル監査役（現任）</p> <p>株式会社ウィッシュ監査役（現任）</p>	2,700株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">かまち まさひで 蒲地 正英 (1981年5月18日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>2005年11月 税理士法人中央青山（現PwC税理士法人）入所</p> <p>2009年 9月 公認会計士登録</p> <p>2014年12月 税理士登録</p> <p>2016年11月 蒲地公認会計士事務所設立 代表（現任）</p> <p>税理士法人カマチ代表社員（現任）</p> <p>株式会社SOU（現バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役</p> <p>2017年 1月 株式会社will consulting 代表取締役（現任）</p> <p>2017年 3月 株式会社メドレー社外監査役（現任）</p> <p>2019年11月 株式会社SOU（現バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2020年 1月 グロービス経営大学院大学専任准教授</p> <p>2022年 3月 株式会社IBJ社外取締役</p> <p>2023年 3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2023年 4月 グロービス経営大学院大学専任教授（現任）</p>	-

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;"> <small>き な み ま ほ</small> 木南 麻浦 (1976年2月14日) 再任 社外取締役 独立役員 </p>	<p>1998年4月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社</p> <p>2009年11月 最高裁判所司法研修所入所</p> <p>2010年12月 弁護士登録 藏王法律事務所入所</p> <p>2017年12月 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役（現任） きなみ法律事務所開設（現任）</p> <p>2019年6月 株式会社アドバネクス社外取締役</p> <p>2022年6月 ソースネクスト株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2024年6月 株式会社かわでん社外監査役（現任）</p> <p>2025年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 蒲地正英氏および木南麻浦氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 吉沢淳氏の取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 蒲地正英氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、税理士として企業会計、税務に精通しており、経営の健全性および透明性の向上に貢献する資質と見識を備えているためであります。監査等委員である取締役に就任した場合、その見識などに基つき当社の経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 木南麻浦氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法務およびコンプライアンスに関する豊富な知識・経験と、労務についての幅広い見識を有しているためであります。その知識・経験を当社グループの経営に活かしつつ、当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、吉沢淳氏、蒲地正英氏および木南麻浦氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時も同内容にて更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者と監査等委員である取締役候補者の専門性と経験

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

	氏名	女性★ 男性■	企業 経営	業界 知識	営業・ マーケ ティン グ	財務・ 会計	法務・ リスク マネジ メント	人事	労務	D X
取締役	轟麻衣子	★	●	●	●			●		●
	田中博文	■	●	●		●				
	田村篤司	■	●	●	●		●			
	白井恵里香	★	●		●			●	●	
社外取締役	村上臣	■	●							●
	小峯力	■		●						
	平山景子	★	●		●			●		●
取締役（監査等委員）	吉沢淳	■		●		●	●		●	
社外取締役（監査等委員）	蒲地正英	■				●				
	木南麻浦	★					●		●	

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木五丁目11番16号
国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール
TEL 03-3470-4611 (代表)



交通 都営大江戸線「麻布十番」駅（7番出口より 徒歩約5分 上り急勾配あり）
東京メトロ南北線「麻布十番」駅（4番出口より 徒歩約8分 上り急勾配あり）
東京メトロ日比谷線「六本木」駅（3番出口より 徒歩約10分）

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。